



消防用設備等の確実な点検を!

防火対象物の関係者には、消防用設備等の適正な維持管理と定期的な点検・結果報告が、消防法で義務付けられています。

消防用設備等の点検・報告義務のある人



所有者・占有者・管理者

点検を実施する人



消防設備士・点検資格者

点検結果報告を受ける人



消防長・消防署長

点検・結果報告を怠った場合 **罰則** があります。

維持義務違反

- ◆消防用設備等の維持のために必要な措置をしなかった者は30万円以下の罰金又は拘留
- ◆その法人に対しても上記の罰金
(消防法第44条第12号,45条第3号)

点検報告義務違反

- ◆点検報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- ◆その法人に対しても上記の罰金
(消防法第44条第11号,45条第3号)

確実に信頼できる点検は、点検済票(ラベル)貼付で確認を!

点検済証





このラベルを貼っていますか!



消火器用



消火器以外の消防用設備等用



ホース耐圧試験済証



連結送水管耐圧試験済証

あなたの事業所では、点検済票（ラベル）を貼付していますか？

(一社)岡山県消防設備協会では、消防用設備等の適正な点検を実施した証として、点検済票（ラベル）を表示登録会員に交付しています。このラベルを貼付できるのは、同会員だけですので、安心して点検を任せられます。

またこの制度は、表示登録会員である点検実施者が、ラベルを貼付することにより、点検実施者としての責任を明確にするとともに、点検報告制度の適正化を図ることを目的としています。

点検済票の利点は

- *点検の内容が分かり、維持管理の徹底が図れます。
- *故障や誤報の際、業者に即時に連絡が取れます。
- *消防機関への点検報告等の事務の一部簡素化につながります。

(一社)岡山県消防設備協会の表示登録会員は

- *国家資格（消防設備士・消防設備点検資格者）を所持しています。
- *損害賠償責任保険に加入しています。
- *点検に必要な機器・工具を完備しています。

不適正な点検が行われた場合、罰せられるのは「あなた」です!

粗雑な点検を行う業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、罰せられるのは「防火対象物の関係者（所有者・占有者・管理者）」です。消防用設備等の点検時には、立ち会って適切な点検がなされているかを必ず確認しましょう。

~~いいかげんな
点検事業者を選定
しない~~

~~粗雑な
点検を
させない~~

~~悪質な
点検業者を
ゆるさない~~

